

組織運営規程

昭和 62 年 7 月 19 日制定

第 1 章	総 則 (第 1 条)
第 2 章	役 員 (第 2 条～第 6 条)
第 3 章	常任理事会、理事会及び委員会 (第 7 条～第 14 条)
第 4 章	部局と運営 (第 15 条～第 19 条)
第 5 章	組織の運営 (第 20 条～第 26 条)
第 6 章	支部の運営 (第 27 条～第 30 条)
第 7 章	補 則 (第 31 条)
附 則	

第 1 章 総 則

(総 則)

第 1 条 一般社団法人青森県臨床検査技師会（以下「本会」という。）の組織及び運営については、定款及び細則によるほか、この規程の定めるところによる。

第 2 章 役 員

(役員を選任)

第 2 条 本会の役員を選任については、別に定める役員推薦規程による。

(理事の定数)

第 3 条 理事の定数（会長、副会長、常任理事である理事を含む。）は 15 人以内とし、選出区分は本規程第 27 条第 3 項による支部ごとに支部 1 人以上とする。ただし、会長がこの会の運営上必要と認めるときは、総会の承認により理事会の議を経て 3 人以内に増やすことができる。

(副会長の順位)

第 4 条 副会長の順位は、理事会において会長が指名する。

(役員欠員補充)

第 5 条 定款第 22 条に定める役員に欠員が生じた場合は、役員推薦委員会の推薦に基づき理事会で選任し、次期総会で承認を得るものとする。

2. 補選された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係団体の役員等の選任)

第 6 条 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下「日臨技」という。）及びその他の関係団体の役員並びに代議員は、理事会で選任する。

第3章 常任理事会、理事会及び委員会

(常任理事会)

- 第7条 1. 本会は、常務執行機関として常任理事会を置く。
2. 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。
 3. 常任理事会は、年3回以上開催する。

(理事会)

- 第8条 理事会は、年3回以上開催する。

(委員会)

- 第9条 本会の組織運営のため、次の委員会を置く。

- (1) 学術委員会
- (2) 編集委員会
- (3) 役員推薦委員会
- (4) 表彰審査委員会
- (5) 専門委員会
- (6) その他会長が必要と認める委員会

(学術委員会)

- 第10条 本会の学術事業を円滑に運営するため、学術委員会を置く。
2. 学術委員会は、学術部長、学術担当理事、部門長および学術部長が指名する者をもって構成する。
 3. 学術委員会は、学術部長が招集する。

(編集委員会)

- 第11条 本会の会誌の企画及び編集のため、編集委員会を置く。
2. 編集委員の定数は、理事会で定める。
 3. 委員長は、原則として委員の互選とする。
 4. 編集委員会は、委員長が招集する。

(役員推薦委員会)

- 第12条 役員推薦委員会は、定款第22条の役員候補者の選出にあたり、総会に提案する。
2. 任務、構成及び運営については、役員推薦規程に定める。

(表彰審査委員会)

- 第13条 本会が行う表彰についての審査及び関係団体等が行う被表彰者の推薦を行うため、表彰審査委員会を置く。
2. 任務、構成、運営については、表彰規程に定める。

(専門委員会)

- 第14条 会長の諮問事項を調査し、その結果を答申するために専門委員会を置く。
2. 専門委員会の委員の定数は、理事会で定める。
 3. 委員長は、原則として委員の互選とする。

第4章 部局と運営

(機 構)

第15条 本会の機構は、次のとおりとする。

- (1) 事務局（庶務、会計、組織調査）
- (2) 学術部
- (3) 公益事業部
- (4) 渉外部

(事 務 局)

第16条 事務局には、庶務、会計及び組織調査の各担当を置き、事務局長がこれを統括する。

2. 事務局長は、会務を円滑に運営するために、事務局会議を必要に応じ随時行うものとする。
3. 庶務は、次の業務を掌る。
 - (1) 定款、細則及び諸規程に関すること。
 - (2) 文書の授受発行に関すること。
 - (3) 文書の保管に関すること。
 - (4) 公印の使用及び管理に関すること。
 - (5) 会議の開催及び議事録に関すること。
 - (6) 会務の報告に関すること。
 - (7) 事業計画の策定及び報告書作成に関すること。
 - (8) 日臨技、北日本支部及びその他関係団体との連絡並びに交流に関すること。
 - (9) 広報宣伝に関すること。
 - (10) その他各部の所管に属さない事項。
4. 会計は、次の業務を掌る。
 - (1) 会計簿の作成及び保管に関すること。
 - (2) 金銭の出納及び保管に関すること。
 - (3) 会費の収納に関すること。
 - (4) 財政の確立に関すること。
 - (5) 年度収支予算及び収支決算書の作成に関すること。
 - (6) 財産目録作成に関すること。
 - (7) 物品の保管に関すること。
 - (8) その他会計に関すること。
5. 組織調査は、次の業務を掌る。
 - (1) 支部活動に関すること。
 - (2) 組織強化に関すること。
 - (3) 会の事業に関すること。
 - (4) 卒後対策に関すること。
 - (5) 入会、退会及びその他会員に関すること。
 - (6) 会員名簿の作成及び発行に関すること。
 - (7) その他組織調査に関すること。

(学 術 部)

第 17 条 1. 学術部においては、次の業務を掌る。

- (1) 研修会、講習会に関する事。
 - (2) 学会の開催及び運営に関する事。
 - (3) 検査研究部門の活動に関する事。
 - (4) 精度管理事業に関する事。
 - (5) 技術の向上並びに標準化に関する事。
 - (6) 関係団体との学術協力に関する事。
 - (7) 会誌の編集及び発行に関する事。
 - (8) その他学術に関する事。
2. 検査研究部門は、次のとおりとする。

- (1) 生物化学分析部門
- (2) 臨床生理部門
- (3) 病理細胞部門
- (4) 臨床血液部門
- (5) 臨床一般部門
- (6) 臨床微生物部門
- (7) 輸血細胞治療部門
- (8) 臨床検査総合部門
- (9) 染色体・遺伝子部門

(公益事業部)

第 18 条 公益事業部においては、次の業務を掌る。

- (1) 県民に対する衛生思想の普及、啓蒙に関する事。
- (2) 地域保健事業に関する事。
- (3) 公益事業実施について、行政、他団体との共催及び協力に関する事。
- (4) その他公益事業に関する事。

(渉 外 部)

第 19 条 渉外部においては、次の業務を掌る。

- (1) 啓蒙、宣伝に関する事。
- (2) 教育機関に関する事。
- (3) 検査技師が関係する法律等の研究に関する事。
- (4) 検査技師の待遇改善に関する事。
- (5) 医療学術関係団体との交流に関する事。
- (6) その他渉外に関する事。

第5章 組織の運営

(会長)

第20条 会長は、定款第24条第2項および3項の職務を掌る。

(副会長)

第21条 副会長は、会務全般について会長を補佐するとともに、部長として担当部を統括する。

(事務局長)

第22条 事務局長は、事務局を統括するほか、会の運営について常時会長を補佐する。

(常任理事)

第23条 常任理事は、常務を統括するとともに、事務局長又は部長として担当部局を統括する。

(理事)

第24条 理事は、各部局の業務を分掌する。

(支部理事)

第25条 支部理事は、この会の組織運営を円滑に推進させるため、支部役員と所管事項について協議、連絡を密にするよう務める。

(事務局員)

第26条 事務局には、事務を円滑に処理するため事務局員を若干置くことができる。

2. 事務局員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

第6章 支部の運営

(支部)

- 第27条 1. 本会は県内を6区に分け、それを支部とする。
2. 前項の各支部を支部臨床検査技師会（以下「支部会」という。）とする。
3. 前項の各支部の区分は、別表のとおりとする。

- 第28条 1. 前条の支部会の責任者は、支部の会長とする。
2. 支部会長は、支部理事を兼ねる。

(支部の運営)

- 第29条 支部理事は、この会の支部会務の運営を円滑に推進させるために、支部役員と所管事項について協議、連絡を密にするように務める。
2. 各支部会の役員は、各業務担当理事及び他支部と相互に連携を密にするように務める。

別表 支部の区分

支部技師会	区 域
東 青	青森市（浪岡地区を除く） 東津軽郡
中弘南黒	弘前市 黒石市 平川市 青森市浪岡地区 西目屋村 南津軽郡
西北五	五所川原市 つがる市 西津軽郡 北津軽郡
下 北	むつ市 下北郡
上十三	十和田市 三沢市 上北郡
三 八	八戸市 三戸郡

(施設連絡責任者)

- 第30条 連絡の徹底を図るために、会員が所属する施設に連絡責任者を置く。
2. 施設連絡責任者は、入会促進、会費の納入及び会務連絡等の円滑化に務める。

第7章 補 則

- 第31条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は、昭和62年7月19日から施行する。

平成28年6月18日一部改正

令和3年6月24日一部改正

細 則

(会 員 年 数)

第 1 条 青森県臨床衛生検査技師会より引き続いて本会の会員となった者は、その期間を会員年数に加算する。

(会費及び入会金)

第 2 条 定款第 7 条による会費及び入会金は、次のとおりとする。

(1) 正会員の会費は、年額 7000 円、入会金 0 円とする。

(2) 賛助会員の会費は、20,000 円とする。

(3) 永年会員は 60 歳以上とし、会費は 10 年間で 10,000 円とする。

2. 会員は、一般社団法人青森県臨床検査技師会の定める会費を納入しなければならない。

(会費の納入期)

第 3 条 会費の納入期は、次のとおりとする。

(1) 正会員及び賛助会員は、前年度の 2 月末日までに納入するものとする。

(2) 新入会者は、入会手続きと同時に入会金及びその年度の会費を納入するものとする。

(3) 永年会員は、入会手続きと同時に会費を納入するものとする。

補 則

この細則の変更は、総会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は、昭和 62 年 7 月 19 日から施行する。

平成 28 年 6 月 18 日一部改正

令和 元 年 6 月 15 日一部改正